

岩手県監査委員告示第37号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月5日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

1（1） 監査対象機関名 環境生活部若者女性協働推進室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月13日

イ 本監査実施日 令和5年8月7日

（3） 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、管理方法が不適切なものが22件、2,928,481円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務において共用する備品の取扱いが明確にされていなかったことから、今後は、契約書に物品の保管方法や貸与に関する規程を定め、管理方法を明確にすることとした。

2（1） 監査対象機関名 商工労働観光部産業経済交流課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月6日

イ 本監査実施日 令和5年8月3日

（3） 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが1件、159,704円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費事務を担当する職員の緊急的な交代が生じる中、当該赴任旅費に係る支出票作成について十分な引継ぎが行われず、以後の事務処理が行われなかった、その後、課内においても未処理であることを確認できないまま、令和5年5月に商工企画室からの指摘により発覚したもの。 再発防止に向けて、事前に受給者本人へ支払期限の目安を伝えるとともに、毎月商工企画室より提供される会計残額一覧表で、未処理がないか旅費事務担当者と副担当者の二重チェックを徹底し、適正な事務の執行に努める。
物品の管理に当たり、公の施設の指定管理者が購入した県に帰属する備品について、備品管理一覧表を整理していないものが6件、490,880円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	未登録の備品については、令和5年7月に備品管理一覧表に登録した。 指定管理者から県に対する備品購入の報告が、備品を購入した年度における指定管理業務全体の業務完了報告の一

部に含まれる形となっており、県における備品登録処理を忘失したもの。

再発防止に向けて、指定管理者からの備品購入報告を、年度末一括から、毎月の報告事項に変更することで、事務の遅滞及び忘失を防ぎ、適切な執行に努める。